

# 木曾岬町農業委員会総会会議録

令和3年2月5日

木曾岬町農業委員会

## 木曾岬町農業委員会会議録

令和3年2月5日午後7時00分に、木曾岬町農業委員会総会は木曾岬町庁舎会議室に召集された。

1. 委員会の定数は次のとおりである。

9名(欠員0名)

2. 出席委員は次のとおりである。

1番	加藤	光雄
2番	浅井	弘幸
3番	黒宮	俊明
4番	榎田	法行
5番	平野	洋二
6番	黒宮	喜代子
7番	岡村	なつ枝
8番	白木	斉
9番	丹村	巧

3. 欠席委員は次のとおりである。

なし

4. 会議議案に意見を述べるため、会議に出席した推進委員は次のとおりである。

平松	和憲
伊藤	博幸
加藤	哲也
伊藤	久志

5. 会議議案説明のため、会議に出席した者は次のとおりである。

事務員	多賀	達人
事務員	服部	彰宏

6. 会議の書記は次のとおりである。

事務局長	多賀	達人
------	----	----

7. 会議の議案は次のとおりである。

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請について
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第4号	農用地利用集積計画について

8. 傍聴者は次のとおりである。

なし

9. 会議

会議内容は次のとおりである。





地目 ■、地積 ■ m<sup>2</sup>の1筆です。譲渡人は ■ の ■ の持分4分の1を、譲受人である ■ の ■ に贈与するものです。

2番の所有権移転については、■、地目 ■、地積 ■ m<sup>2</sup>の1筆です。譲渡人は ■ の ■ の持分2分の1を、譲受人である ■ の ■ に贈与するものです。

3番の所有権移転については、■、地積 ■ m<sup>2</sup>、■、地積 ■ m<sup>2</sup>、■、地積 ■ m<sup>2</sup>、■、地積 ■ m<sup>2</sup>の4筆で、地目はすべて ■ です。譲渡人は ■、譲受人は ■ の ■ で交換による所有権移転です。

4番の所有権移転については ■、地目 ■、地積 ■ m<sup>2</sup>の1筆です。譲渡人は ■ の ■、譲受人は ■ で交換による所有権移転です。

本件については、別で配布致しました「令和3年2月5日開催農業委員会農地法第3条許可申請に係る資料」をご覧ください。

法第3条第2項の規定は、「前項の許可、つまり耕作を目的とした農地の権利移転などの法3条の許可については、次の各号のいずれかに該当する場合には、許可することができない。」となっており、以下法令の規定に沿って申請書類の内容を確認させていただき、当該規定に該当するどうか判断して頂くものです。

ただし、本件申請に関係ない条項については説明を省略します。

まず1ページの第1号関係ですが、権利を取得しようとする者等の「機械の所有状況」「農作業に従事する者の数」等からみて、取得する農地を効率的に利用して事業を行うと認められない場合は許可出来ないこととなります。

1-1 権利を取得しようとする者又はその世帯員等が所有権等を有する農地の利用の状況ですが1番と2番については、所有地の自作地が ■ m<sup>2</sup>で貸付地が ■ m<sup>2</sup>となっていますが、この貸付地につきましては、本人が役員となっている農業法人への貸付地となります。3番は所有地の自作地が ■ で ■ m<sup>2</sup>となっています。4番は所有地の自作地が ■ m<sup>2</sup>、所有地以外の借入地で ■ m<sup>2</sup>であります。

次に3ページの1-2 権利を取得しようとする者又はその世帯員等の機械の所有の状況、農作業に従事する者の数等の状況ですが、1番と2番の ■ m<sup>2</sup>の ■ の作付作物は ■ で、■ m<sup>2</sup>の畑は ■ となります。3番の作付作物は ■ で ■ 等が ■ m<sup>2</sup>、4番は ■ m<sup>2</sup>の ■ の作付作物は ■ で、■ m<sup>2</sup>の畑は一般野菜となります。

次に機械の所有状況ですが、1番2番は ■ となります。資料4ページの3番は ■ となります。

次に農作業に従事する者ですが、1番と2番は ■ 年と ■ 年の農作業歴があり、世帯員等その他常時雇用している労働力は、 ■ の ■ 名でそれ

それ農作業経験があります。3番は[ ]の農作業暦があり、世帯員等その他常時雇用している労働力は[ ]の[ ]名で[ ]年以上の農作業経験があります。4番は農地所有適格法人でありますので農作業歴はありません。世帯員等その他常時雇用労働力としては[ ]名です。申請地までの距離は1番が[ ] km、2番が[ ] km、3番が[ ] km、4番が[ ] km、申請地までの移動時間は1番から4番が[ ]で[ ]分以内です。

2号関係ですが、権利を取得しようとする者が農地所有適格法人である場合、その法人の構成員等の状況を確認する必要があります。今回は4番の[ ]が農地所有適格法人となります。

資料13ページの農地所有適格法人としての事業等の状況(別紙)で説明します。

農地法第2条第3項では、農地所有適格法人は1号から3号に掲げる要件すべてを満たしている必要があるとされています。

まず、第1号関係ですが、「農地所有適格法人の主たる事業は農業であること」とされています。

1-1 事業の種類は、農業で米・小麦の生産及び販売となり、農業以外の事業は特にありません。また、権利取得後も変更はありません。

1-2 売上高についても、農業以外の売上はありません。

14ページ第2号関係では、「その法人の組合員、株主又は社員は、すべて法に掲げる者のいずれかであること」とされています。

2 構成員すべての状況では、従業員一覧表及び株主名簿が添付されており、役員である古村精康をはじめ、常時従事者も含めた15名については、農地法第2条第3項第2号のホ(その法人の行う農業に常時従事する者)に該当いたします。

15ページ第3号関係では「その法人の常時従事者たる構成員が理事等の数の過半を占め、かつ、その理事等のうち1人以上の者が、その法人の行う農業に必要な農作業に農林水産省令で定める日数以上従事すると認められるものであること」とされています。農林水産省令で定める日数以上とは60日以上となります。

農業への従事状況ですが、役員である[ ]他2名は、農業への従事状況は300日となっています。

以上により4番の[ ]は、農地法第2条第3項としての要件が満たされている農地所有適格法人であると考えます。

次に5ページに戻りまして、3号関係については全て該当ありません。

次に第4号ですが、権利を取得しようとする者等が、取得後において農作業に常時従事すると認められない場合は許可することが出来ないこととなります。

資料5ページ6ページの1番と2番については、農作業に従事する者の氏名は：[ ] 歳、主たる職業：[ ]、権利取得者との関係は[ ]、農作業への年間従事日数：[ ]日、[ ] 歳、主たる職業：[ ]

、権利取得者との関係：、農作業への年間従事日数は日、  
歳、主たる職業：、農作業への年間従事日数は日、  
歳、主たる職業：、農作業への年間従事日数は日、  
歳、主たる職業：、権利取得者との関係、農作業への年  
間従事日数は日、となります。

3番については、農作業に従事する者の氏名は：歳、主たる職  
業：、権利取得者との関係は、農作業への年間従事日数：  
日、歳、主たる職業：農業、権利取得者との関係：、農作業へ  
の年間従事日数は日

第4号については、農地所有適格法人は除きますので4番は該当ありませ  
ん。

次に第5号ですが、権利を取得しようとする者等が、取得後の農地面積の合  
計が当町の場合には50aに達しない場合は許可出来ないことになります。

資料7ページの5-1 権利取得後における世帯での経営面積は、1番と2  
番が㎡で、3番が㎡、4番が㎡となりま  
す。

5-2 特例事項は該当ありません。

6号7号についても該当なしです。

次に資料の9ページの7周辺地域との関係ですが、権利を取得しようとする  
者等が、取得後に当該地域の農地の集団化、作業の効率化、その他周辺地  
域の農地の利用などに支障を生ずると認められる場合には許可することが出  
来ないこととなります。

1番と2番は、「集団性への影響はなく、周辺地域への営農を阻害する要因  
はない。万一周辺農地等に被害を及ぼした時は、当方で責任をもって解決す  
る。」としています。3番は「交換するは、互いに隣接する集落にあり、作業の  
効率化を図るものであります。両方とも農振農用地区域で、従来通りの耕作を  
することになり、周辺のうちに支障を及ぼすことはないと思います。もしも支障が  
発生したときは、私が責任を持って解決します。」としています。4番は「取得農  
地の営農上の理由で周辺地域へ被害を及ぼす要因はありませんが、もしも被  
害が発生したときは、当社が責任を持って解決します。」としています。

また、資料の10ページの地域との役割分担につきましては、1番と2番は、  
「地域の水利調整に参加し、取り決めに遵守します。地域の農地の利用調整に  
協力します。農薬の使用方法等について、地域の防除基準に従います。」とし  
ています。3番は「当該地域の農業関係集会には積極的に参加し、農道、排水  
路、農業用水等の共同利用施設の取り決めは遵守するとともに、それらの維持  
管理の共同作業にも積極的に参加します。」としており、4番は「当該地域の農  
業関係の集会や共同作業には積極的に参加し、農道、排水路、用水管理等  
の共同利用施設の取り決めは遵守します。」としています。

以上1番から4番の申請につきまして、書類審査及び現地調査の結果、法  
令要件を満たしていると判断されます。



次に、事項書4ページの「議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について」説明致します。本件につきましては、申請件数は■、■件、■㎡です。

本件で転用しようとする土地につきましては、県に意見書を添えて進達し、県から許可を頂くのですが、当農業委員会の意見書を添えるにあたり、今回の案件の土地が何種農地なのかによって転用が可能かどうかの判断がなされます。

申請番号1番については、申請地は■、地目 ■、地積■㎡で、申請人は■ ■です。当該申請は、上水管の埋設としての転用ですが、届出地は平成21年より上水道管を埋設していましたが農地法の手続きがこれまでされてきませんでした。所有地の売買の手続きの際に農地法の手続きがされていないことが判明しこの度の申請となったものであり始末書も添付されております。隣地の状況ですが、北が■、南が■、西と東が■となります。

事務局としての見解は、転用しようとする土地の農地の区分は、上下水道管が埋設されている道路の沿道で、かつ、避難タワー及び指定緊急避難場所から500m以内にある農地であることから、第3種農地であると考え、転用可能と判断させていただきます。

「議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について」説明致します。本件につきましては、申請件数は■、■件、■㎡です。

本件で転用しようとする土地につきましては、県に意見書を添えて進達し、県から許可を頂くのですが、当農業委員会の意見書を添えるにあたり、今回の案件の土地が何種農地なのかによって転用が可能かどうかの判断がなされます。

5ページの申請番号1番について、区分は所有権移転、申請地が■、地目 ■、地積■㎡で、譲渡人は■ ■、譲受人は■ ■です。

当該申請は■ ■としての転用で、隣接地の状況は、北が■ ■、南と西が■ ■、東が先ほどの4条の申請地となります。雨水排水の計画は、宅内で集水して西側既設側溝へ排水する計画であります。

事務局としての見解ですが、転用しようとする土地の農地の区分は、上下水道管が埋設されている道路の沿道で、かつ、避難タワー及び指定緊急避難場所から500m以内にある農地であることから、第3種農地であると考え、転用可能と判断させていただきます。

続いて、8ページ「議案第4号 農用地利用集積計画について」説明をさせていただきます。

利用権の設定に係るもの貸付人■戸、借受人■戸の、筆数が■筆で、面積は■㎡です。

10ページの農用地利用集積計画の、整理番号1番から7番ですが、利用権

の設定を受ける者は■■■■■■■■■■で地目は■■、作物は■■、借賃の支払方法は10アールあたり■■kgの物納となります。1番の利用権の設定を行う者は■■■■■■■■■■で■■■■■■■■■■㎡の■■筆、利用権等の存続期間、設定期間は10年間で再設定の賃借権、2番の利用権の設定を行う者は■■■■■■■■■■で■■■■■■■■■■㎡の5筆、設定期間は■■年間で再設定の賃借権、3番の利用権の設定を行う者は■■■■■■■■■■で■■■■■■■■■■㎡の■■筆、設定期間は■■年間で再設定の賃借権、4番の利用権の設定を行う者は■■■■■■■■■■で■■■■■■■■■■㎡の■■筆、設定期間は■■年間で再設定の賃借権、5番の利用権の設定を行う者は■■■■■■■■■■で■■■■■■■■■■㎡の■■筆、設定期間は■■年間で再設定の賃借権、6番の利用権の設定を行う者は■■■■■■■■■■で■■■■■■■■■■㎡の■■筆、設定期間は■■年間で新規の賃借権、7番の利用権の設定を行う者は■■■■■■■■■■で■■■■■■■■■■㎡の■■筆、設定期間は■■年間新規の賃借権です。続いて整理番号8番から41番まで説明します。全て同様の内容になりますので一括して説明させていただきます。利用権の設定を受ける者は■■■■■■■■■■、地目は■■、設定期間は■■年間、作物は■■、新規の賃借権で、借賃の支払方法は10アールあたり■■kgの物納です。利用権の設定を行うもの、面積等は、一覧表と、21ページ以降の各筆表に記載がありますので後ほどご確認をお願いします。

本件農用地利用集積計画については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。只今から申請・届出書類を回覧させていただきます。回覧が終わりますまで、暫時休憩とさせていただきます。十分な審査、ご確認を賜りますようお願いいたします。

〔 休会 午後 7時21分 〕

( 申請書回覧 )

議 長

それでは、申請・届出書類の回覧が終わりましたので、休憩を解きまして会議を再開いたします。

〔 開会 午後 7時30分 〕

議 長

「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」の「1番」から「4番」につきまして、申請地の担当推進委員からご意見を頂きます。

推進委員の「加藤 哲也委員」お願いします。

加藤委員

「1番」と「2番」については親族間で問題ないと判断しました。「3番」と「4番」は交換になるものであり、特に問題はないと判断しました。

議長 ありがとうございます。  
次に農業委員の「黒宮 俊明委員」に「1番」と「3番」のご意見をお願いします。

黒宮委員 [ ]での贈与と、[ ]の交換であり、特に問題はないと判断しました。

議長 ありがとうございます。次に「2番」と「4番」につきまして、農業委員の「榎田 法行委員」のご意見をお願いします。

榎田委員 同じく、[ ]の贈与と[ ]の交換であり、現地確認でも特に問題はありませんでした。

議長 ありがとうございます。  
ただいま担当推進委員及び農業委員にご意見をいただきましたので、他の委員さんで何か、ご質疑等がありましたらご発言願います。

( 他に意見なし )

議長 それでは、他にご意見ご質疑も無いようですので、次に「議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について」の「1番」につきまして、申請地の担当推進委員及び農業委員からご意見を頂きます。  
はじめに推進委員の「加藤 哲也委員」をお願いします。

加藤委員 申請書には始末書の添付もされており、申請地も[ ]に囲まれている場所のため問題ないと判断しました。

議長 ありがとうございます。  
次に農業委員の「榎田 法行委員」のご意見をお願いします。

榎田委員 説明を受け、既に埋設されているものであるし、近隣農地にも影響はないと判断しました。

議長 ありがとうございます。  
ただいま担当推進委員及び農業委員にご意見をいただきましたので、他の委員さんで何か、ご質疑等がありましたらご発言願います。

( 他に意見なし )

議長 それでは、他にご意見ご質疑も無いようですので、次に「議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について」の「1番」につきまして、申請地の担

当推進委員及び農業委員からご意見を頂きます。

はじめに推進委員の「加藤 哲也委員」をお願いします。

加藤委員 譲受人は町外者で、親族関係ありませんが、弥富高校の野球部監督であり、所在もわかるし信用もでき、問題ないと判断しました。

議 長 ありがとうございます。  
次に農業委員の「榎田 法行委員」のご意見ををお願いします。

榎田委員 ■■■に囲まれている場所であり、内容も問題ないと判断して署名しました。

議 長 ありがとうございます。  
ただいま担当推進委員及び農業委員にご意見をいただきましたので、他の委員さんで何か、ご質疑等がありましたらご発言願います。

( 他に意見なし )

議 長 それでは、他にご意見ご質疑も無いようですので、採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

( 「異議なし」の声あり )

議 長 それでは採決に入ります。「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」の「1番」につきまして、許可することに賛成の方は挙手願います。

( 挙手全員 )

議 長 ありがとうございます。  
挙手全員により、「1番」について許可することにします。  
次に「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」の「2番」につきまして、許可することに賛成の方は挙手願います。

( 挙手全員 )

議 長 ありがとうございます。  
挙手全員により、「2番」について許可することにします。  
次に「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」の「3番」につきまして、許可することに賛成の方は挙手願います。

( 挙手全員 )

議長 長 ありがとうございます。  
挙手全員により、「3番」について許可することにします。  
次に「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」の「4番」につきまして、許可することに賛成の方は挙手願います。

( 挙手全員 )

議長 長 ありがとうございます。  
挙手全員により、「4番」について許可することにします。  
続きまして「議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について」の「1番」につきまして、許可相当の意見を付して県に進達することに賛成の方は挙手願います。

( 挙手全員 )

議長 長 ありがとうございます。  
挙手全員により、「1番」について許可相当の意見を付して県に進達することにします。  
続きまして「議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について」の「1番」につきまして、許可相当の意見を付して県に進達することに賛成の方は挙手願います。

( 挙手全員 )

議長 長 ありがとうございます。  
挙手全員により、「1番」について許可相当の意見を付して県に進達することにします。

議長 長 続きまして、「議案第4号 農用地利用集積計画について」、原案に賛成の方は挙手願います。

( 挙手全員 )

議長 長 ありがとうございます。  
挙手全員により、「議案第4号 農用地利用集積計画について」は、原案どおり可決決定致します。

議長 長 これをもちまして、本日の議題の審議は全て終了致しました。  
長時間にわたりご審議いただきまして誠にありがとうございました。

これもちまして農業委員会総会を閉じさせていただきます。

(午後 7時 40分 閉会)

会議の次第は書記が記載したものであるが、その内容は  
正確であることを証するためにここに署名する。

令和3年 月 日

木曾岬町農業委員会 会長

木曾岬町農業委員会 委員

木曾岬町農業委員会 委員

